

公共調達参入促進・自治体連携事業  
公募要領

令和6年9月



スタートアップ・国際金融都市戦略室

イノベーション推進部スタートアップ推進課

## 内容

1. 目的.....	1
2. 事業概要.....	1
3. 運営事業者の公募 .....	2
4. 東京都と運営事業者との連携 .....	4
5. 運営事業者の応募方法 .....	5
6. 審査の流れ.....	7
7. 留意事項.....	8
8. 申込・問い合わせ .....	9

## 1. 背景・目的

革新的なアイデアで社会に変革をもたらすことを目指すスタートアップが近年注目されるようになり、全国の一部自治体においてもスタートアップの持つ新技術や新たなアプローチを導入することにより、地域課題や行政課題に取り組む事例が増えてきています。スタートアップにとっても、行政機関からの発注実績は発信力強化や社会的信用力の向上に繋がり、成長にドライブをかける材料となります。行政機関とスタートアップの具体的な協働方法は、従来の入札参加制度を前提としつつも、地方自治法に規定されている政策目的随意契約制度（※）を活用することが多く、これにより創業間もないスタートアップとのタイアップが可能となっています。

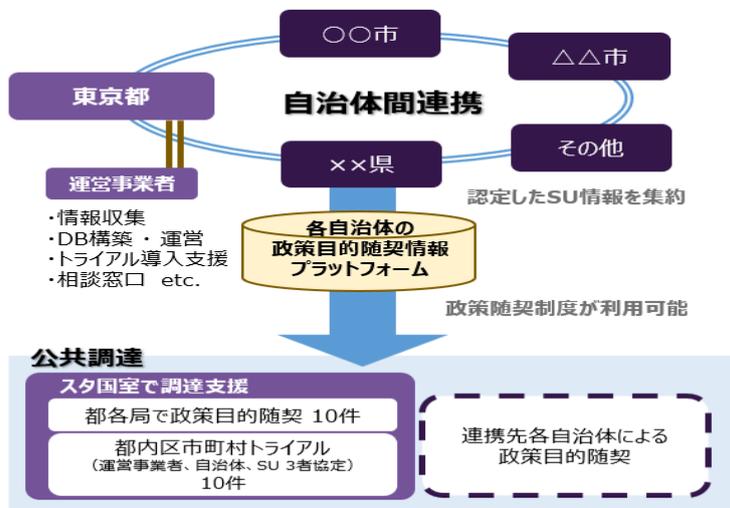
一方、こうした政策目的随意契約制度の活用はスタートアップを認定した自治体と認定スタートアップ間にとどまることが多く、その他の自治体・スタートアップへの波及等の、面的な広がりには欠けています。

公共調達参加促進・自治体連携事業（以下「本事業」という。）においては、こうした現状を打破し、全国各地のスタートアップと自治体との協働を促進するため、全国の自治体が政策目的随意契約の認定情報の相互活用を可能とし、スタートアップ製品等の公共調達の裾野拡大を図ることを目的としています。加えて、本事業終了後にもこうした官民協働の取組が自走するモデル構築を目指します。

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号（新製品の生産又は新役務の提供により、新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者から、競争入札によらず随意契約で製品・サービスを調達できることを定めた規定）に基づく認定

## 2. 事業概要

《事業スキーム》



- (1) 運営事業者には、政策目的随意契約制度を活用している全国の自治体情報及び各自治体において政策目的随意契約の認定を受けたスタートアップの情報等を一元化したデータベース（以下「データベース」という。）を構築していただきます。また、データベースを活用したスタートアップと自治体の協働促進の仕掛けづくりや東京都における導入サポートを実施していただくことで、行政がファーストカスタマーになる取組の全国への波及を実現していただきます。東京都（以下「都」という。）と運営事業者は、全国において政策目的随意契約の認定制度を活用している自治体を調査し、当該自治体に事業への参画を呼びかけ、自治体間連携の枠組みを構築します。
- (2) 運営事業者は、参画自治体において政策目的随意契約の対象として認定されたスタートアップの情報等を収集し、データベースを構築・運営します。
- (3) 運営事業者は、都内区市町村において、プラットフォームに登録されたスタートアップ製品のトライアル導入を行います。導入件数については、令和6年度は、都内区市町村において15件程度実施することとし、導入前後の効果検証や導入に伴う満足度アンケートを含めた種々の調査も実施します。

### 3. 運営事業者の公募

#### (1) 運営事業者像

運営事業者は、全国各地の自治体及びスタートアップ等との連携のもと事業者自身が有する強みを生かしたサービス実装に取り組む必要があることから、運営事業者の要件を以下のとおりとします。

- ① 地方自治法をはじめとする本事業に必要な種々の知識を備え、全国の自治体を巻き込み、多様な地域の特性や課題を有する複数の自治体の意見を集約し、自治体間連携に向けた新たなモデルを構築する事業構想力を有すること。
- ② 全国自治体において政策目的随意契約の対象として認定されたスタートアップ情報等のデータベース構築・運営に当たり、費用対効果やユーザビリティに配慮した設計、情報の適切な管理など、プラットフォーム運営のノウハウを有すること。
- ③ 事業者自身の有する知見、ノウハウ及びネットワークを生かし、全国の自治体やスタートアップなど新たなプレイヤーを巻き込む事業推進力を有すること。
- ④ 都内区市町村へのスタートアップ製品のトライアル導入に当たり、自治体とスタートアップ双方のニーズを調査し、適切な両者間の調整ができるマネジメント力を有すること。
- ⑤ 本事業終了後、官民協働の取組が自走するモデル構築を目指し、本事業やスタートアップ等のプロジェクトの成果発信・認知度向上に資する発信力を有すること。

## (2) 運営事業者の役割

### ① 事業計画の作成

想定される事業期間の3か年の事業計画を作成する。

### ② 自治体間連携の枠組み構築

運営事業者は、都と協議の上、全国において政策目的随意契約の認定制度を持つ自治体を調査し事業への参画を呼びかけ、自治体間連携の枠組みを構築する。また、参画自治体を集め、定期的な会議を運営する。

### ③ 全国自治体によるスタートアップ製品調達認定情報の収集・データベース化

都と協力して、全国自治体において政策目的随意契約の対象として認定されたスタートアップの情報を収集・データベース化する。その際、各自治体における認定プロセスや活用事例等の周辺情報も併せて調査し、自治体やスタートアップにとって利便性の高い情報を盛り込んだ仕様とする。

### ④ 認定情報の横展開に向けた活用方法の検討

運営事業者は、(2) ③における認定情報の収集を通じて把握した各自治体における認定プロセス等の差異について比較し、他自治体間における認定情報の相互活用に向けた課題を洗い出し、横展開に向けて必要な手続き等について検討し、ガイドライン等の形にまとめ、公表する。

### ⑤ スタートアップ製品のトライアル導入

都内区市町村において、データベースに登録された認定情報を相互に活用したスタートアップ製品のトライアル導入を行う。導入件数については、都内区市町村において15件程度実施する。また、導入に係る費用が発生する場合は協定金の中で支払うこととする。導入前後の効果検証や導入に伴う満足度アンケートを含めた種々の調査も実施する。

### ⑥ 自治体におけるスタートアップ製品導入の相談窓口

(2) ④における検討や(2) ⑤における導入の実践を通じて培った知見を基に、新たにスタートアップ製品の導入を進めようとしている自治体の相談窓口を開設する。窓口について常時開設する必要はないが、事前予約の制度等も導入しながら、自治体の相談に応じることのできる体制を組む。

### ⑦ 認定情報の相互活用によるスタートアップ製品導入の発信

相互認定の効果について、スタートアップ・自治体双方にその有用性を実感できるように、Tokyo Innovation Base や全国のスタートアップ関係施設における自治体関係イベントなどを年に2回開催し、効果的な手法で発信する。

### ⑧ 事業進捗及びKPI達成状況の報告

運営事業者は事業計画に基づき、年度末に当該事業期間の事業の進捗及びKPIの達成状況について、都に報告する。なお、想定される3か年の事業計画やKPI項目等については、年度毎など適切なタイミングで見直しを行う。

### (3) 運営事業者としての事業実施期間

協定締結の日から令和9年3月31日まで(※)

※運営事業者は上記の3か年度、継続して事業を担うものとします。ただし、協定期間は年度毎に更新することとし、令和7年度又は令和8年度東京都歳入歳出予算に本事業に係る予算が計上されなかった場合においては、その時点で事業が終了となる場合があります。その場合、都からの補償等は致しかねますので、ご了解の上、ご応募ください。

### (4) その他要件

- ① 円滑かつ効果的な事業遂行のために、十分な推進体制が確保できていること。
- ② 本事業の趣旨を理解し、採択期間中の3か年度にわたり意欲的かつ継続的に事業遂行に取り組む姿勢を示していること。

## 4. 東京都と運営事業者との連携

### (1) 公募・審査

都は、「5. (1) 応募要件」を満たす運営事業者の応募者の提案内容を選定委員会により審査し、採択を行います。

### (2) 協定の締結

都は、採択した運営事業者と採択期間中の連携内容等を規定する協定を締結します(協定書の案については、別添資料をご参照ください。)

### (3) 都の運営事業者に対する支援等の内容

#### ① 協定金の支払い

都は、KPIの達成状況及び事業全体の成果を評価し、協定金として協定金見積額(以下「基準額」という。)及び成果報酬額の支払いを行います。

#### (ア) 基準額

応募時に運営事業者が設定するKPI項目(※)ごとの経費となります。この経費は、KPI項目を達成するために必要な費用を考慮し、設定してください。KPI項目ごとの達成状況等に応じ、支払額が変わります。

なお、基準額の上限は、毎年度6,000万円となります。

設定に当たり、可能な限り定量的かつ検証可能な指標をご提案ください。

また、KPIの達成状況及び事業全体の成果の報告は年2回(初年度は年度末のみ)を予定し、年度末に評価を行います。運営事業者は、上記の評価を受けるに際して、KPI項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料(各種契約書、議事録等)を定期的に都へ提出する義務があります。

詳細については、別紙1「東京都スタートアップ製品の運営事業者への協定金支払いに係る評価方法及びKPIの説明」をご参照ください。

#### (イ) 成果報酬額

KPI評価委員会による事業全体の評価に応じ、上記基準額に上乗せして支払われる金額となります。

なお、基準額と成果報酬額を合わせて、毎年度最大7,000万円となります。

※令和7年度以降の協定金の上限金額は令和7年度及び令和8年度東京都歳入歳出予算においてそれぞれ認められた金額により確定します。この時点での予定上限金額を下回る可能性があることをご了承いただき、ご応募ください。

#### (ウ) 支払時期

原則として、都より各年度終了後（各年度5月頃）に一括払いにより支払います。

ただし、運営事業者が採択期間の2年度目以降、複数回の支払を希望する場合、年2回を上限に分割して支払うことができます（支払時期は協議により定めます。）。

初年度は、3月中旬（予定）にKPI項目の達成見込みを報告（事業は3月末まで実施）します。3月中にKPI評価委員会によるKPI項目の達成状況を評価し、その後、次年度5月頃に協定金を支払います。

都は、運営事業者に対して、協定金による支援を行うほか、Tokyo Innovation Base内イベントスペースの提供等の支援を実施します。

### 5. 運営事業者の応募方法

#### (1) 応募要件

以下の①～⑤の要件を満たす者を応募対象とします。なお、複数の運営事業者が提携し応募することも可能ですが、その場合は、代表事業者を決め、代表事業者が応募申請をしてください（採択後、連携した複数事業者と協定を締結しますが、協定金は代表事業者に支払います。）。

① 日本国内に法人格を有し、次のいずれかに該当すること。

(ア) 株式会社、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）、監査法人、弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人

(イ) 特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人

(ウ) その他東京都が認める者

② 次のいずれにも該当していないこと。

(ア) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

③ スタートアップなど中小企業・小規模企業者のサービス導入やその支援に関する豊富な実績を有していること。

④ 自治体のスタートアップ製品の導入に必要な知見やリレーションを十分に有していること。

⑤ 機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。

## (2) 公募スケジュール

### ① 募集受付期間

令和6年9月24日(火)から同年10月8日(火)17時まで

### ② 質問の受付

本事業に関する質問については、原則として電子メールで受け付けます。下記アドレスまで電子メールでご連絡ください。質問の受付は令和6年10月1日(火)を締め切りとします。質問への回答は令和6年10月4日(金)頃を目途に当室のホームページにてまとめて公表いたします。

メールアドレス：S1130202@section.metro.tokyo.jp

なお、応募状況や審査内容に関する質問については、お答えいたしかねます。

## (3) 応募様式の提出

以下の応募様式(※)に必要事項を記入し、「8. 申込・問い合わせ先」担当宛に下表で指定する応募書類の電子データをメールでご送付ください(合計データ容量が10MBを超える場合はデータを分けて送付いただくようお願いいたします)。原本が紙でしか存在しないものについては、スキャンの上、PDFファイルにてお送りください(紙の提出は不要です)。なお、応募書類の提出後、2日(土日祝日除く。)経過しても、事務局より応募受付完了のメールが届かない場合、「8. 申込・問い合わせ先」まで電話にてご連絡ください(応募受付完了のメールが到着するまでは、応募受付完了となりませんのでご注意ください。)

※応募様式は、本事業ホームページ

([https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/firstcustomer\\_alliance](https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/firstcustomer_alliance))からダウンロードできます。

No	書類	分類	提出形式
1	企画書(注1)	必須	PDF
2	応募フォーム	必須	Excel
3	様式1KPI設定説明書	必須	Excel
4	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の類(写)	必須	PDF
5	直近2期の財務諸表(B/S、P/L、CF計算書)	必須(注2)	PDF

※税務署に提出した決算報告書一式

注1：企画書はプレゼンテーション審査にて使用いただくことを想定しております。

注2：都の入札参加資格を有する事業者は不要

## 6. 審査の流れ

### (1) 審査方法

有識者等で構成される審査会において、書類審査及びプレゼンテーション審査の二段階で審査を行います。

なお、プレゼンテーション審査は一次書類審査を通過した応募者のみを対象とし、10月下旬予定に行います。(詳細はご応募いただいた方に別途ご連絡いたします。)

### (2) 審査基準(エクセルデータ)

以下の基準No.1～6に基づき、点数は合計85点満点で審査を行います。

No	項目	内容
1	企業情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業内容</li><li>・ 財務情報等</li></ul>
2	実施計画 (25点)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業目的の実現に資する事業内容であるか</li><li>・ 3か年度の公共調達参入促進・自治体連携事業に係る計画は具体的で実行可能なものか</li><li>・ 事業の推進に当たり具体的かつ実効性の高い計画か</li><li>・ 自治体としての特性点留意点を踏まえた実現可能性の高い実施内容か</li></ul>
3	実施体制/事業推進力 (20点)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 全国の自治体が政策目的随意契約の認定情報の相互活用を可能とし、スタートアップ製品等の公共調達の裾野拡大するに当たり十分な推進体制を構築しているか</li><li>・ 公共調達の裾野拡大するに当たり、事業を円滑に進めるマネジメント力を有しているか</li><li>・ 自治体連携の枠組み作りを構築するに当たり、都政現場など様々な主体との関係を構築できる具体的展望点可能性を有しているか</li></ul>
4	KPI及び事業目標設定の妥当性 (15点)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 着実な促進につながる取組としてのKPI項目・数値が設定されているか</li><li>・ 事業の目標値は現実的かつ到達可能な設定となっているか</li><li>・ 事業計画と事業の目標値に大きな乖離がないか</li></ul>
5	行政協働領域への理解 (5点)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ スタートアップと自治体との協働に当たっての要諦を理解できているか</li><li>・ 行政との協働をきっかけとしてスタートアップの成長に関する深い理解を有し、その理解に基づいた支援活</li></ul>

動を構築できるか

6 発信力  
(20点)

- ・ 他業者や自治体への波及効果が期待できる事業の認知度向上に向けたPRなどの実行が可能か
- ・ 効果的な情報発信のためのターゲットや手法・媒体の知識・ノウハウ等を有しているか

(3) 採択の決定

選定委員会による審査を踏まえ、採択者1者を決定します。

7. 留意事項

- (1) 運営事業者は、支援の実施に当たり、本事業の要領及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守する必要があります。
- (2) 応募に要する費用について、都は負担しません。
- (3) 応募様式等は日本語で記載してください。
- (4) 都と運営事業者の協定の締結は、当該事業に係る各年度の予算が都議会で可決され、成立することを条件とするものです。
- (5) 本事業の内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、原則、都及び関係自治体等により公表される予定ですので予めご了承ください。
- (6) 本事業の参加者には都が企画するイベントでの登壇等、本事業の情報発信等のためにご協力いただく場合があります。
- (7) 以下の場合には審査対象外とさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。
  - ・ 応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、またはそのおそれのある場合
  - ・ 応募内容に不備がある場合
  - ・ 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他虚偽の申告を行った場合
- (8) 応募に当たってご提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する都の関係者に必要な範囲で共有、利用されます。個人情報を含む情報は事前の承認なく都及びインテグレーター以外の第三者に提供することはありません。
- (9) 事業の推進に関して不適切であると都が判断した場合には、実施途中で年度ごと締結する協定書を更新しない場合がありますのでご注意ください。
- (10) 本事業に関して、都は、支援を受けるスタートアップ等の事業等について、一切の保証を行うものではありません。

## 8. 申込・問い合わせ

東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室イノベーション戦略部スタートアップ推進課

直通：03-5388-2106

Eメール：S1130202@section.metro.tokyo.jp

## 企画書に関する留意事項

### (1) 様式及び添付資料

企画書の様式は提案者の自由とするが、A4横で作成すること。A4横のフラットファイルに両面印刷で綴じ込むため、その点留意すること。ただし、応募書類送付時にはPDF形式として送付すること。

### (2) 留意事項

- ① 表紙を作成すること。
- ② 目次を記載すること。
- ③ 提案事項の全体をまとめた概要を2頁以内で記載すること。概要の作成に当たっては応募フォーム及び審査基準との対応がわかりやすいものとなるよう留意すること。
- ④ プレゼンテーション審査において、主として使用する部分（企画書本体部分）は表紙・目次・中扉・概要を除いて30頁以内とすること。企画書本体のほかに補足説明用の部分（企画書付属部分）を企画書に含めることは妨げないが、企画書全体として100頁を超えないこと（表紙、目次、概要は除く）。
- ⑤ ページ番号を記載すること。
- ⑥ フォントは自由とするが企画書の本文記載は10ポイント以上とすること（付属図表等に関する文字の大きさはこの限りではない。）。
- ⑦ 各ページ右肩に当該頁が応募フォームのどの項目に該当する事項に関する記述なのか項目番号を示すこと。
- ⑧ 使用する言語は日本語とする。
- ⑨ 表紙には、表題として「運営事業者企画書」と記載すること。

### (3) 企画書に盛り込むべき内容

#### 【全般的事項】

- ① 都の戦略や事業目的に適した提案内容とすること。
- ② 本業務を実施するに当たっての体制（外部の主体も含む。）
- ③ 公共調達関連業務、スタートアップ等に対する支援実績等、本業務を実施するに相応しい業務実績やその効果

【業務内容に係る事項】

- ① 3か年度での事業展開のロードマップ
- ② 本事業を通して達成したい目標（自治体間の連携やスタートアップ製品等の公共調達の裾野拡大など）
- ③ 全国において政策目的随意契約の認定制度を持つ自治体の具体的な調査方法
- ④ 制度を持つ自治体に事業への参画をどのように呼びかけ、効果的に自治体間連携の枠組みを構築するか
- ⑤ 全国の自治体が政策目的随意契約の認定情報を効果的に相互活用するため、どのようなデータベースの構築を想定しているか
- ⑥ データベース登録プロダクトについて、各自治体（都内区市町村を含む。）の積極的な導入に繋げるための具体的な方法
- ⑦ 自治体やスタートアップの事業への関心度を高め、次年度以降の参画自治体の誘引に繋げるためにどのような情報発信を行うか
- ⑧ 都からの協定金以上の成果を創出するための具体的方策
- ⑨ 自治体間の連携やスタートアップ製品等の公共調達の裾野拡大につながる事がわかる、KPI項目の設計や数値の設定（様式1）